



# お知らせカレンダー

No. 1848 【 7月9日 発行 】

編集・発行 総務企画課

世帯数 2,651 世帯

人口 4,875 人

男: 2,380 人

女: 2,495 人



令和8年7月13日 ~ 令和8年7月26日

(令和8年6月30日現在)

| 日  | 曜日  | 予定行事名等                           | 時間                    | 場所                     | 主催                    |
|----|-----|----------------------------------|-----------------------|------------------------|-----------------------|
| 13 | (月) |                                  |                       |                        |                       |
| 14 | (火) | 与論中学校合唱コンクール                     |                       | 与論中学校                  | 教育委員会                 |
| 15 | (水) |                                  |                       |                        |                       |
| 16 | (木) | 1歳6か月児健診(対象児: R6.10.17~R7.1.16生) | 受付時間<br>(13:00~13:15) | 保健センター                 | こども未来課                |
| 17 | (金) | 3歳児健診(対象児: R4.10.18~R5.1.17生)    | 受付時間<br>(12:45~13:00) | 保健センター                 | こども未来課                |
| 17 | (金) | 1学期終業式(小・中・高)                    |                       | 各学校                    |                       |
| 18 | (土) | 第67回大島地区スポーツ大会サッカー大会             | 8:30~                 | 与論町総合運動場<br>与論町多目的運動広場 | 一般財団法人<br>奄美群島市町村体育協会 |
| 19 | (日) | 第67回大島地区スポーツ大会サッカー大会             | 9:00~                 | 与論町総合運動場<br>与論町多目的運動広場 | 一般財団法人<br>奄美群島市町村体育協会 |
| 20 | (月) | 海の日                              |                       |                        |                       |
| 21 | (火) |                                  |                       |                        |                       |
| 22 | (水) |                                  |                       |                        |                       |
| 23 | (木) |                                  |                       |                        |                       |
| 24 | (金) |                                  |                       |                        |                       |
| 25 | (土) |                                  |                       |                        |                       |
| 26 | (日) |                                  |                       |                        |                       |

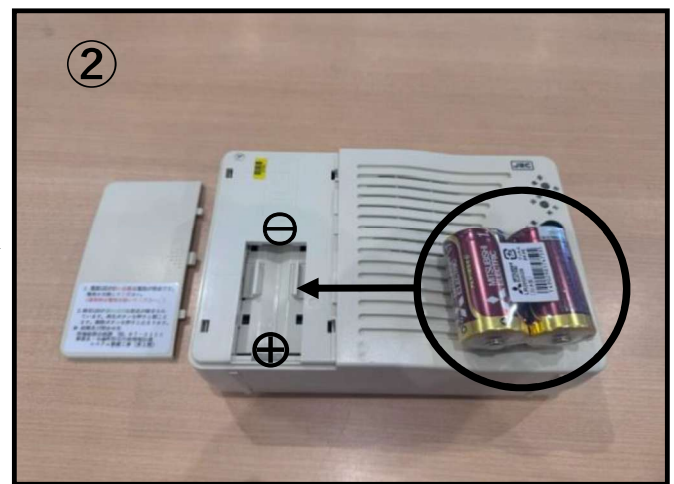
## 与論町物価高騰対応商品券の使用期限は 7月31日(金)までです！

商品券は、町内の商店や飲食店等で使用できますので、  
期限内のご使用をお願いいたします。

(お問い合わせ先)

与論町役場 商工観光課 0997-97-4902

# 戸別受信機の電池の入れ方について（お知らせ）



## ○電池の入れ方について

- 1.写真① △部を押しながら左にスライドし、フタを開ける。
- 2.写真② ⊕、⊖合わせて電池を入れます。（電池は、単1、単2、単3電池が使用できます。単3電池を使用する場合は両側の凸部を左右に少し広げると入れることができます。）
- 3.フタを閉めます。

## ※ 注意

電池をいれっぱなしにしておくと電池からの液もれ等で故障の原因となりますので、電池は台風等で停電が見込まれる場合に入れるようにしてください。

ご不明点等ございましたら、下記までお問合せいただきますようお願いいたします。

### 【お問合せ先】

与論町役場 総務企画課

TEL：0997-97-3111

# ★子ども食堂開催のお知らせ♪



🍱 7月19日午前11時30分より 🍱

＊場所：フゥイ・ドゥール

＊メニュー：夏野菜カレー・マンゴーゼリー

♥ 梅雨も上がり、暑い夏がやってまいりましたが、いかがお過ごしでしょうか。

今回のこども食堂は、フゥイ・ドゥール開所3周年記念イベントに参加します。

お隣ご近所お誘い合わせて、みんなで記念イベントを盛り上げましょう 📣

★与論島を、日本一住みよい離島をめざす島想会★

島想会食堂 笑人達 スタッフ一同

## ～ 森林・保安林の無断伐採防止について ～

近年、町内の森林及び保安林におきまして、家屋の新築や住宅・農地周辺での駐車スペース確保など様々な理由により、届出のない伐採行為が確認・報告されております。

森林として管理のある区域で立木を伐採する時は、その森林の管理を行っている市町村へ事前に提出が必要となります。

・『森林』として登録がある場合 … 伐採届 の提出

・『保安林』として登録されている場合 …

実施する作業内容によって 伐採許可申請 又は 保安林内作業許可申請 書類の提出

※伐採する木の本数が1本であっても、個人が所有する民有林であっても手続きが必要となります！

(宅地内の庭木、農地内に繁茂した太さ5cm未満のギンネムなどは該当しません。)

建築物の建設や地域作業などで立木の伐採予定がある場合は、作業を行う区域が「森林計画区域」として管理されているか確認する必要がありますので、詳しい内容やご質問につきましては与論町役場産業課までお問合せください。

～こども未来課よりお知らせ～

## 高齢者の帯状疱疹ワクチンの定期接種について

- 対象となる方：定期接種は下記の①、②を通して生涯で1回のみとなります。

(対象の方には、お知らせ(緑色の用紙)を送付しています。※対象になるのは今年度のみ)

定期接種の対象は以下の方です。

- ① 年度内に65歳を迎える方

- ② 60～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

注1) 令和7年度から5年間の経過措置として、その年度に70、75、80、85、90、95、100歳になる方も対象となります。

注2) 100歳以上の方への経過措置は、令和7年3月31日に終了しました。

- 令和8年度の実施期間：令和8年6月1日(月)～令和9年3月31日(水)

※接種を受けるには医療機関へ2週間前までの予約が必要です。

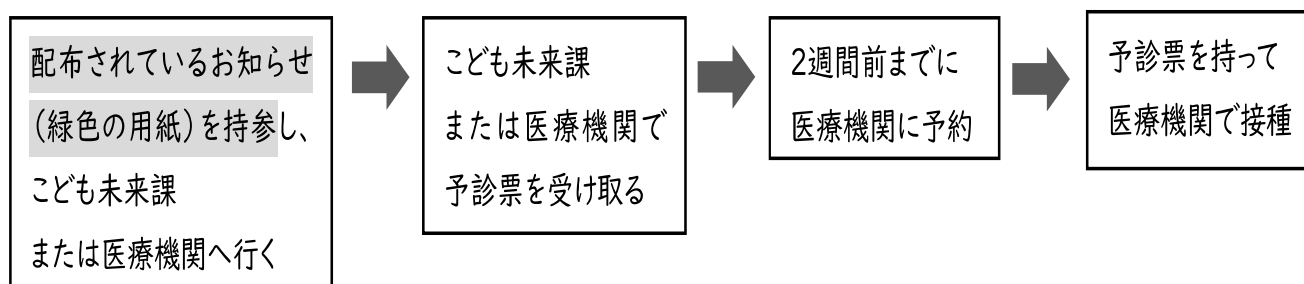
- 接種場所：町内外の各委託医療機関

(与論徳洲会病院、龍美クリニック、パナウル診療所等)

- 接種費用：接種に係る費用のうちワクチン代は与論町が助成しますが、ワクチン代以外の費用(接種手技料等)に関しては自己負担となります。詳しくは各医療機関にお問い合わせください。

※ 生活保護世帯の方はワクチン代とは別に、接種手技料に対し3,000円を与論町が助成しますが、それを超える場合の差額は自己負担となります。

- 接種の流れ：



※これまで予診票は、こども未来課窓口にて配布しておりましたが、令和8年度より医療機関でもお受け取りいただけるようになりました。予防接種を受ける際は、いずれかご都合の良い方法で事前に予診票をお受け取りください。

<問合せ先>

与論町役場 こども未来課

担当：清水

電話：0997-97-2792



## 後期高齢者医療制度の加入者の皆様へ

令和8年8月以降の医療機関等へのかかり方についてのお知らせです。

お手元の資格確認書の有効期限は**令和8年7月31日**です。

※以下のご案内は、令和8年8月1日時点における年齢を基準としています。

### ✓ 85歳以上の方全員

### ✓ 84歳以下でマイナ保険証を普段からご利用されていない方(※1) (マイナ保険証をお持ちでない方も含みます)

これまでどおり、手続きなしで新たな資格確認書を7月中にお届けしますので、お手元に届いた資格確認書で受診いただけます。

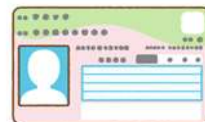
※役場にて受け取り希望の方は役場・健康長寿課へご連絡ください。

※資格確認書に限度額区分の記載が必要な方は、市区町村の窓口で申請することで記載できます。



### ✓ 84歳以下で、マイナ保険証を普段からご利用されている方(※2)

- ・引き続きマイナ保険証での受診をお願いいたします。
- ・お手元に届いた資格情報のお知らせ(A4用紙)は大切に保管してください。



※資格情報のお知らせのみでは受診できませんが、カードリーダーの不具合など、何らかの事情で医療機関等でマイナ保険証を利用できない場合に、マイナ保険証と一緒にご提示いただくことで受診できます。

※以下のような方にはお住いの市町村の窓口への申請により、令和8年8月1日以降も資格確認書が交付されます。

- ①マイナンバーカードを紛失した方や更新中の方
- ②介助者等の第三者が要配慮者に同行して資格確認を補助する必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難な場合 等

※1 マイナ保険証を普段からご利用されていない方は、下記の※2に該当しない方です。

※2 マイナ保険証を普段からご利用されている方は、以下の条件をともに満たす方です。

- ①過去1年間で6回以上マイナ保険証を利用されている方
- ②概ね直近3か月以内にマイナ保険証を利用されている方  
(マイナ保険証のご利用状況は、お届けした資格確認書または資格情報のお知らせを作成した時点の情報となります。)

マイナ保険証のメリットや、利用登録方法は次ページ





医療機関・薬局でご提示いただくのは  
以下のいずれかです。お手元にあるかをご確認ください。



医療機関・薬局の受付で提示するもの



### マイナ保険証



マイナ保険証を  
お持ちの方は  
マイナ保険証を  
ご利用ください

資格確認書をお使いの方も、利用登録いただければ、マイナ保険証の利用が可能です。

### 資格確認書



マイナ保険証を  
お持ちでない方は  
資格確認書を  
ご利用ください

※従来の健康保険証の有効期限は終了しました



### マイナ保険証にはこんなメリットがあります！

- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用される



健康保険証として利用できるだけでなく、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。ぜひメリットの多いマイナ保険証のご利用をお願いします！



### 利用登録は簡単！



マイナ保険証の利用登録をしていない場合も、医療機関・薬局に  
マイナンバーカードをお持ちいただくと、その場で登録できます。

※ マイナポータルや、セブン銀行ATMからも利用登録が可能です



マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間（年末年始を除く） 平 日：9時30分～20時00分

土 日 祝：9時30分～17時30分

マイナ保険証についてもっと知りたい方はこちら



ひと、くらし、みらいのために  
**厚生労働省**  
Ministry of Health, Labour and Welfare

与論町健康長寿課 後期高齢者医療係 0997-97-4992 平日：8:30～17:15

国民健康保険加入者のみなさまへ

# 「資格確認書」の 発送について

令和8年度は  
対象の方へ  
簡易書留で郵送します



## ✓ 対象とならない方

マイナ保険証を  
使っている方



「資格確認書」は  
届きません

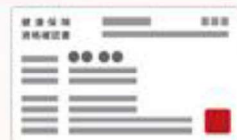
手続きは不要です

※限度額認定証は発行されません  
マイナンバーカードでの受診が可能です

## ✓ 発送対象の方

マイナ保険証を  
使っていない方

「資格確認書」を  
郵送します



病院受診時に使えます

※限度額認定証が必要な方は健康長寿課  
へご連絡ください

## 発送について



- ・対象者全員へ **簡易書留** で郵送します
- ・発送予定日：7月15日（水）ごろ
- ・窓口受け取りを希望する方は

**7月10日（金）まで** に健康長寿課（0997-97-4992）へ  
ご連絡ください



## ✓ こんな方はご確認ください

島外の学校に通っている方(マル学)



令和8年4月以降の  
在学証明書が未提出の場合は、  
在学証明書をご持参のうえ  
健康長寿課で手続きをしてください。  
（ご家族による申請も可能です）

マイナ保険証での受診が難しい方



入所・入院中の方などは  
ご家族や介護者の申請で  
「資格確認書」を交付できます。  
健康長寿課へご相談ください。



**お願い** 有効期限切れの資格確認書は健康長寿課へご返却ください。

お問い合わせ

役場 健康長寿課 国保係

☎ 0997-97-4992

# 与論町国民健康保険に加入する 満19歳～74歳の方へ



鹿児島県(国民健康保険課)委託事業

アプリ利用  
対象者

鹿児島県内の市町村国民健康保険に  
加入する満19歳～74歳の方

## 新規登録&本人確認キャンペーン

キャンペーン期間中に鹿児島県健康応援アプリ「kencom」に新規登録し  
国民健康保険の資格情報を入力して本人確認まで完了すると



©鹿児島県ぐりぶー

先着  
1,000  
名様

# えらべるPay

# 1,000円分もらえる!



キャンペーン期間

2026.6.14(日)～7.31(金)

※お1人様1回限り。

※すでに登録いただいている方はキャンペーンの対象外です。

※対象者には2026年8月下旬ごろ、ご登録いただいたメールアドレス宛に  
ギフトコードを送付いたします

ダウンロードはこちら↓

1

スマートフォンで二次元コードを読み取り  
kencomアプリをダウンロードし起動



### ■kencomとは？

歩数や体重、血圧などを記録できたり、  
日々の食事を記録してAIがカロリーや栄  
養を分析をしてくれたり、使えば使うほど  
健康行動が促進できるアプリ。

健康行動に応じてポイントが貯まり、年4  
回の抽選会で素敵な賞品が当たります。

アプリに関するお問い合わせ

kencom  
お客様サポート

050-3163-8240  
平日9:30-17:30(年末年始を除く)

事業に関するお問い合わせ

事業実施期間など詳しくは  
鹿児島県事業紹介HPにて

鹿児島県 kencom



**対象者  
限定!!**

島内で6か月以上住んでいる18歳～35歳※1 or  
〃島内に高校生以下のお子様がいる子育て世帯※2

**沖縄へのマイカー旅行**は  
**アンケート**に答えてもらえる

ホームページURL  
<https://www.yoron.jp/list00007.html>



HP QRコード

**自動車等航送料  
助成金 (1/2)  
上限15,000円**

を活用しませんか??

与論

沖縄

マイカー往復

+貨物OK

補助  
対象者

○次の全てに当てはまる方

- ① 住民登録されてから6か月以上住んでいる※1もしくは※2のもの  
※1 今年度当初において18～35歳（高校生を除く）【2回/人】  
※2 島内に住む高校生以下の児童を扶養している世帯【2回/世帯】
- ② 与論→沖縄→与論を往復で自動車を航送するもの
- ③ アンケートを回答するもの

補助の  
内容

沖縄への航送費軽減に関する需要アンケート調査に回答頂ける方に、与論ー沖縄間のマイカー等往復自動車航送料の1/2(上限15,000円,100円未満切り捨て)を助成します(同一行程における沖縄からの移入貨物についても別途助成可)。利用目的は問いません。ただし、雇用主などから業務として別途費用が支出されるものについては対象外とします。

申込  
方法

- ① 与論町に帰島してから往復自動車航送料を示す領収書やアンケートなどの添付書類を付けて申請(押印不要)。様式は上記HPよりダウンロード下さい。  
■提出書類：助成金交付申請書兼請求書、個人情報確認同意書（各1枚）  
■添付書類（写し又は明瞭な写真）：  
アンケート、往復の自動車航送料領収書、アンケートに指定するいずれかの領収書（滞在を示すもの）、振込する通帳の表紙及び見開き1頁目
- ② 審査の上、お知らせし、後日指定の口座に振り込みます。
- ③ 提出先：メール [tyominseikatu@yoron.jp](mailto:tyominseikatu@yoron.jp) メールにて提出(PDF変換推奨)  
又は町民生活課窓口まで（問合せ 97-4930）

# フェリーの乗船手続きについて

フェリーの乗船手続きは以下の内容とさせていただきます。

## 【乗船手続き時間】

●鹿児島行の上り便 10時30分～11時30分まで

●那覇行の下り便 12時30分～13時30分まで

## 【手続き場所】

供利港待合所

※コンテナハウスでは原則として販売いたしません。あらかじめご了承ください。

※寄港地変更で茶花港になる場合もあります。

\*有人車・無人車・原付・自動二輪車・自転車は予約制です。

(当日空きがあれば乗船できますが、制約があるときはお断りする場合があります。)

\*お見送りの際、紙テープ・ビニール製テープのご使用はご遠慮ください。

ご乗船に関しての問合せは、各代理店へお願いいたします。

マルエーフェリー(株) 与論代理店 (有)有村運送店 0997-97-3251

マリックスライン(株) 与論代理店 (株)龍野運送店 0997-97-3151

**6月15日は  
世界高齢者  
虐待防止啓発デー**

高齢者の尊厳を守り、  
支え合う社会をめざしましょう。

与論町では、6月18日に高齢者や障害者施設の従事者を対象に、  
「虐待防止研修会」を実施しました。

# 虐待になる前に、 気づくことが大切です。

高齢者虐待は、特別なことではなく、身近な場面で起こりうる問題です。  
「良かれと思って」が、相手を傷つけているかもしれません。  
気づいて、声をあげることが、大切な人を守る第一歩になります。



気づきが、  
大切な人を  
守ります。

## 研修参加者から寄せられた気づき（自由記述より抜粋）



良かれと思っていた支援を  
見直すきっかけになりました。  
相手の気持ちを考えることの  
大切さを実感しました。



不適切なケアが含まれている  
ことに気づいた。  
これまで虐待ではないと  
思っていた行為にも、  
不適切なケアが含まれている  
ことに気づきました。



「迷ったら地域包括支援  
センターへ相談する」ことが  
自分と利用者を守ることに  
つながると分かりました。



虐待は特別なことではなく、  
日常の小さな積み重ねから  
起こることを学びました。



同僚間での情報共有や声かけが、  
早期発見・早期対応にとっても  
大切だと感じました。

## 高齢者虐待の5つの類型

いずれも、高齢者の尊厳や生活を損なう行為です。

### 身体的虐待



殴る、蹴る、無理やり動かす、  
やけどをさせる、身体拘束を  
する など

例) ベッドに縛りつける、  
つねる、強くつかむ

### 介護・世話の 放棄・放任（ネグレクト）



必要な介護や食事を与えない、  
放置する、不潔な環境で  
生活させる など

例) 食事を与えない、  
おむつ交換をしない

### 心理的虐待



怒鳴る、侮辱する、無視する、  
子ども扱いする、意欲や自信を  
奪う言動 など

例) 「死ぬ」「ばか」と言う、  
人格を否定する

### 性的虐待



わいせつな行為をする、  
させる、性的羞恥心を  
与える行為 など

例) 下半身を露出させる、  
性的な話を強要する

### 経済的虐待



本人の同意なくお金や財産を使う、  
必要なお金を渡さない、  
財産の管理を勝手に行う など

例) 年金や預貯金を本人に  
無断で使い込む

**!** 上記のような行為は、本人の尊厳や生活を損なうものであり、虐待にあたります。

## 虐待を防ぐために、できること

### 1 相手の気持ちを大切に



・まずは、本人の意思や  
気持ちを確認しましょう。  
・「どうしたいか」  
・「どう感じているか」を  
聞くことが第一歩です。

### 2 一人で抱え込まない



・介護や子育て、障がい福祉は、  
一人で頑張りすぎないことが  
大切です。  
・周りの人や専門機関を  
うまく頼りましょう。

### 3 「おかしいな」と思ったら相談を



・虐待は早めの相談で防げます。  
・相談した人の秘密は守られます。  
・安心してご連絡ください。

相談は匿名でもできます



「名前を言うのは不安…」  
という方も、匿名で  
ご相談いただけます。  
秘密は必ず守ります。

**あなたの気づきが、  
大切な人を守ります。**

みんなで支え合い、安心して  
暮らせるために。



相談者の秘密は守られます。安心してご相談ください。

困ったとき・気になることがあればご相談ください

与論町役場 健康長寿課

☎ 0997-97-4992

受付時間：平日 8:30～17:15

地域包括支援センター

☎ 0997-97-3112

受付時間：平日 8:30～17:15

与 論 町 役 場

**第 33 回ヨロンマラソン 2026 大会開催期間中に係る  
イベント民泊の募集について  
(ご自宅にマラソンランナーを泊めさせて下さい!!)**

(※イベント民泊とは、ヨロンマラソン大会開催時期において、旅館業を有していないご自宅でも宿泊サービスを一時的に提供できる制度となっております。)

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| イベント名 | 第 33 回ヨロンマラソン 2026 大会 |
| 大会日程  | 2026/11/29            |
| 申込期限  | 2026/7/13～2026/7/27   |

◆民泊期間：令和 8 年 1 1 月 2 7 日(金)～1 1 月 3 0 日(月)までの期間(最長 3 泊 4 日)。

◆募集要件

- 1 暴力団員又は暴力団もしくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- 2 次に掲げる全ての要件を満たし対応できる方
  - ① 戸建住宅及び集合住宅（本人所有又は所有者の同意があるもの）で現に住居として電気・ガス・水道が使用できる状態で且つ寝具等が完備されている施設で、衛生上の管理・防火上の対策（住宅用火災警報器装置）がなされていること。
  - ② 戸建住宅のご自宅が賃貸住宅の場合は、予め賃貸人の同意が得られていること。
  - ③ 集合住宅の場合は、管理会社、管理組合の同意が得られていること。
  - ④ 宿泊者への食事の提供を行わないこと。（食品衛生法に該当するため。）
  - ⑤ 実施期間中、宿泊者を入替りで宿泊させないこと。（不特定多数の反復継続での営業利用により旅館業法に該当するため。）

◆応募方法

- 応募される方は、役場商工観光課へご連絡ください。
- ※ 申請受付後、商工観光課職員がご自宅を訪問させていただき申込内容を確認のうえ、要件に合致する場合はご連絡させていただきます。
  - ※ 宿泊者の募集等については、商工観光課からの連絡を受けるまでは行わないようお願いいたします。
  - ※ 応募があった個人情報について、この事業以外での利用をいたしません。
  - ※ 応募者へのご連絡後、当該情報について旅館業法を所管する行政機関に情報提供いたします。予めご了承ください。

◆宿泊料金及びキャンセル料について

- ・宿泊料につきましては、相談後確定。
- (キャンセル料)

| 取消日 | 宿泊開始日の前日から起算してさかのぼって |          | 宿泊開始日 | 宿泊開始日   | 宿泊開始後又は無連絡・不参加 |
|-----|----------------------|----------|-------|---------|----------------|
|     | 8 日前まで               | 7 日～2 日前 | 前日    | 当日      |                |
| 取消率 | 無料                   | 3 0 %    | 5 0 % | 1 0 0 % | 1 0 0 %        |

与論町役場商工観光課  
担当：朝岡・池田  
TEL：0997-97-5123  
FAX：0997-97-4196  
Mail：yoron-run@po.minc.ne.jp